事　務　連　絡
平成 26 年 5 月 26 日

地方獣医師会会長　各位

公益社団法人　日本獣医師会
専務理事　矢ケ崎忠夫

中国産ジャーキーに起因すると思われる犬猫への健康被害（注意喚起）について

このことについて、平成 26 年 5 月 21 日付け事務連絡をもって、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、平成 25 年 11 月 7 日付け事務連絡によって注意喚起と情報提供の依頼をいたしましたが、今般、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐（愛玩動物用飼料対策班担当）から、別添のとおり、再度、ペットフード関係団体あてに追加連絡されたことを受け、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から全国ペット協会に連絡をした旨、本会に参考として送付されたものです。

なお、日本国内でも、米国同様の被害が発生している可能性がありますので、当該症状を呈した犬猫に対して、飼養者に与えた餌等を確認するとともに、健康被害を確認した場合は、別添参考資料（平成 24 年 4 月 2 日付け事務連絡「ペットフードに起因すると考えられる健康被害情報について」）に基づき、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室あてに情報提供を行うよう、あわせて依頼されております。

本件のお問合わせ先
公益社団法人
日本獣医師会事業担当：笹 川
TEL　03－3475－1601

写

事　務　連　絡
平成２６年５月２１日

公益社団法人　日本獣医師会　御中

環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室

中国産ジャーキーに起因すると思われる犬猫への健康被害（注意喚起）について

動物愛護管理行政の推進につきましては、日頃より格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記について、平成２５年１０月２９日付けで連絡しておりますが、今般、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課より、別添１のとおり、関係業界あて追加連絡され、また、その旨を別添２のとおり、当室から全国ペット協会に連絡しましたので、ご参考までに送付します。

なお、ペットフードに起因すると考えられる犬及び猫の健康被害が発生し、その診断・治療に当たった獣医師におかれては、平成 24 年 3 月 23 日付け事務連絡（別添３）に基づき、情報提供をお願いいたします。

担当：澤栗
電話：03-3581-3351(内線)6656

公益社団法人日本獣医師会
受付
26.5.21
第 114 号

別添1

事　務　連　絡
平成２６年５月１９日

一般社団法人ペットフード協会会長
一般社団法人日本ペット用品工業会会長
一般社団法人全国ペットフード・用品卸商協会会長　殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（愛玩動物用飼料対策班担当）

中国産ジャーキーに起因すると思われる犬猫への健康被害（注意喚起）

日頃よりペットフードの安全確保に御尽力いただき感謝いたします。
昨年１０月にも事務連絡により注意喚起をお願いしたところですが、２００７年以降米国において主に中国産のペット用ジャーキー（鶏肉、あひる肉、さつまいも等）に起因すると思われる疾患の発生が継続しております。
今般、ＦＤＡが公表した、調査に関する最新情報によると、昨秋の公表以降も約１，８００件の疾患の発生例の報告がありましたが、まだ原因の究明には至っていないとのことです。
貴協会におかれましては、中国産ジャーキー等を輸入する際には、引き続き下記について十分注意されるようお願いします。

記

１　貴協会の会員が中国から輸入する製品が、ペットフード安全法の基準・規格に合致していることに加えて、当該製品が製造される工場で製造される他の製品に起因すると考えられる健康被害が起きていないことを併せて確認すること。

２　輸入した製品による健康被害を確認した場合は、当課（愛玩動物用飼料対策班）へ速やかに連絡すること。

３　なお、ペットフード安全法に基づき表示が義務付けられている「原産国名」については、「販売用愛玩動物用飼料の原産国名表示について」（参考情報２を参照）にてルールを明確に示しているところであるので、十分留意した上で、適正な表示を行うこと。

＜参考情報＞
１．米国食品医薬品局（ＦＤＡ）にて公表された最新情報
http://www.fda.gov/AnimalVeterinary/NewsEvents/CVMUpdates/ucm397713.htm

２．「販売用愛玩動物用飼料の原産国名表示について」（平成２６年２月２４日付け２５消安第５２９５号、環自総発第1402242号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長、環境省自然環境局総務課長通知）
http://www.famic.go.jp/ffis/pet/tuti/25_5295.html

別添２

事　務　連　絡
平成２６年５月２１日

一般社団法人　全国ペット協会　御中

環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室

中国産ジャーキーに起因すると思われる犬猫への健康被害（注意喚起）について

動物愛護管理行政の推進につきましては、日頃より格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記について、平成２５年１０月２９日付けで連絡しておりますが、今般、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課より、別添のとおり、関係業界あて追加連絡されましたので、ご参考までに送付します。

担当：澤栗
電話：03-3581-3351(内線)6656

別添3

事　務　連　絡
平成２４年３月２３日

(社)日本獣医師会　御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

ペットフードに起因すると考えられる健康被害情報について

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）の適切な運用に当たっては日頃よりご協力いただきありがとうございます。

我が国のペットフードの安全をより確保していくためには、同法が適切に運用されることが必要であり、今般、飼育者の実質的相談窓口となることが想定される動物病院からの安全性に関する情報の収集を目的とし、ペットフードに起因すると考えられる愛がん動物に対する健康被害が発生した場合の通報窓口を環境省に設置しました。

つきましては、貴会におかれましては、下記の事項について、会員等へ周知していただくとともに、本通報体制の適切な運用に当たり、御協力、御尽力をお願いいたします。

記

1．ペットフードに起因すると考えられる犬および猫の健康被害が発生し、その診断・治療に当たった獣医師におかれては、別紙様式に記入の上、電子メール（アドレス：PETFOOD-SAFETY@env.go.jp）もしくはファクシミリ（番号：03-3508-9278）により環境省自然環境局総務課動物愛護管理室あてに情報提供していただきたいこと。

2．通報に当たっては、獣医師としての十分な知識に基づき症例の検討を行い、当該健康被害事例がペットフードに起因する可能性が高いと考えられる情報のみを提供していただきたいこと。

3．環境省自然環境局総務課動物愛護管理室においては、いただいた情報を直ちに農林水産省と共有し、情報の分析を行い、必要な対応をとることによって被害の拡大防止に努めること。

4．ペットフードの品質や栄養成分に係る問題については、動物愛護管理室に情報提供する必要はないこと。

5．いただいた情報に関して動物愛護管理室から問い合わせることがあること。

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
〒100-8975　東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL：03-3581-3351(代表)内線6406・6427

別紙様式

ペットフード安全管理情報（獣医師）

氏名：

連絡先：

獣医師情報※			
動物病院名		連絡先（tel・fax）	
獣医師氏名		メールアドレス	
飼い主の情報※			
飼い主氏名		連絡先（tel・fax）	
来院又は往診の有無	有・無（電話相談のみ）	来院又は往診日	
犬猫の情報※			
種類・品種	犬 ・ 猫 （品種：　　）	年齢	才
体重		性別	雄 ・ 雌 ・ 去勢 ・ 避妊
原因として疑われるペットフードに関する情報			
商品名※		製造者名※	
ロット番号		当該ペットフード給与量	g
通常のペットフードが異なる場合はその商品名等		通常のペットフード給与量	g
給与日時		症状が出た日時※	
既往症※			
医薬品の投与歴※			
診察時の所見及び転帰※			
実施した検査・処置※ 血液学的検査	＊可能であれば検査結果を添付してください		
実施した検査・処置※ 生化学的検査	＊可能であれば検査結果を添付してください		
実施した検査・処置※ 処置			
実施した検査・処置※ その他	＊可能であれば検査結果を添付してください		
ペットフードに起因すると判断した理由※			
飼い主への指導事項			
本事例の製造業者等への報告※	行った　報告先名： 連絡日：	・ 行っていない	

※がついている項目については、必ず記載してください。

参考資料

事　務　連　絡
平成 24 年 4 月 2 日

地方獣医師会会長　各位

社団法人　日本獣医師会
専務理事　矢ケ崎忠夫

ペットフードに起因すると考えられる健康被害情報について

このことについて、平成 24 年 3 月 23 日付け事務連絡をもって、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方よろしくお願いします。

なお、このたびの通知は、我が国のペットフードの安全をより確保してゆくため、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）が適切に運用される必要があり、多くの飼育者の相談窓口となることが想定される動物病院からの安全性に関する情報の収集を目的とした通報窓口を環境省に設置したことの周知の依頼と、下記の事項について、本会会員等へ周知とともに通報体制の適切な運用に関する協力を依頼されたものです。

記

1　ペットフードに起因すると考えられる犬及び猫の健康被害が発生し、その診断・治療に当たった獣医師において、別紙様式に記入の上、電子メール（アドレス：PETFOOD-SAFETY@env.go.jp）もしくはファクシミリ（番号：03-3508-9278）により環境省自然環境局総務課動物愛護管理室あてに情報提供すること。

2　通報に当たっては､獣医師としての十分な知識に基づき症例の検討を行い、当該健康被害事例がペットフードに起因する可能性が高いと考えられる情報のみを提供すること。

3　環境省自然環境局総務課動物愛護管理室においては、通報された情報を直ちに農林水産省と共有し、情報の分析を行い、必要な対応をとることによって被害の拡大防止に努めること。

4　ペットフードの品質や栄養成分に係る問題については、動物愛護管理室に情報提供する必要はないこと。

5　通報された情報に関して動物愛護管理室から問い合わせることがあること。

本件のお問合わせ先
事業担当：笹川
TEL　03－3475－1601

写

事　務　連　絡
平成２４年３月２３日

(社)日本獣医師会　御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

ペットフードに起因すると考えられる健康被害情報について

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）の適切な運用に当たっては日頃よりご協力いただきありがとうございます。

我が国のペットフードの安全をより確保していくためには、同法が適切に運用されることが必要であり、今般、飼育者の実質的相談窓口となることが想定される動物病院からの安全性に関する情報の収集を目的とし、ペットフードに起因すると考えられる愛がん動物に対する健康被害が発生した場合の通報窓口を環境省に設置しました。

つきましては、貴会におかれましては、下記の事項について、会員等へ周知していただくとともに、本通報体制の適切な運用に当たり、御協力、御尽力をお願いいたします。

記

1．ペットフードに起因すると考えられる犬および猫の健康被害が発生し、その診断・治療に当たった獣医師におかれては、別紙様式に記入の上、電子メール（アドレス：PETFOOD-SAFETY@env.go.jp）もしくはファクシミリ（番号：03-3508-9278）により環境省自然環境局総務課動物愛護管理室あてに情報提供していただきたいこと。

2．通報に当たっては、獣医師としての十分な知識に基づき症例の検討を行い、当該健康被害事例がペットフードに起因する可能性が高いと考えられる情報のみを提供していただきたいこと。

3．環境省自然環境局総務課動物愛護管理室においては、いただいた情報を直ちに農林水産省と共有し、情報の分析を行い、必要な対応をとることによって被害の拡大防止に努めること。

4．ペットフードの品質や栄養成分に係る問題については、動物愛護管理室に情報提供する必要はないこと。

5．いただいた情報に関して動物愛護管理室から問い合わせることがあること。

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
〒100-8975　東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL：03-3581-3351(代表)内線6406・6427

社団法人日本獣医師会
受付
'24. 3. 23
第 833 号

別紙様式

ペットフード安全管理情報（獣医師）

氏名：

連絡先：

獣医師情報※			
動物病院名		連絡先（tel・fax）	
獣医師氏名		メールアドレス	
飼い主の情報※			
飼い主氏名		連絡先（tel・fax）	
来院又は往診の有無	有・無（電話相談のみ）	来院又は往診日	
犬猫の情報※			
種類・品種	犬　・　猫 （品種：　　）	年齢	才
体重		性別	雄　・　雌　・　去勢　・　避妊
原因として疑われるペットフードに関する情報			
商品名※		製造者名※	
ロット番号		当該ペットフード給与量	g
通常のペットフードが異なる場合はその商品名等		通常のペットフード給与量	g
給与日時		症状が出た日時※	
既往症※			
医薬品の投与歴※			
診察時の所見及び転帰※			
実施した検査・処置※	血液学的検査	＊可能であれば検査結果を添付してください	
	生化学的検査	＊可能であれば検査結果を添付してください	
	処置		
	その他	＊可能であれば検査結果を添付してください	
ペットフードに起因すると判断した理由※			
飼い主への指導事項			
本事例の製造業者等への報告※	行った　報告先名： 連絡日：	・　行っていない	

※がついている項目については、必ず記載してください。